



う ち ご う 有 知 郷

学校の教育目標

豊かな心でたくましく
生きぬく子

発行日：令和5年6月26日

発行者：美濃市立中有知小学校

6月14日(水)は授業参観・相談支援保護者説明会・懇談会ありがとうございました。授業参観では、4月の様子から少し変化が観られたでしょうか。子どもたちは、毎時間の学習で新しいことを学び、仲間との関わりの中で様々なことを学びます。今後も、保護者の皆様におかれましては、日々少しずつ成長するお子さんへの温かい励ましと、見守りをどうぞよろしくお願い致します。

6年生 福祉の学習 (6月20日)

6年生は総合的な学習で「福祉」について学んでいます。1回目は、岐阜ろう劇団「いぶき」の方々から、手話について学び、簡単な手話も教えていただきました。これから学習を進める中で交流を深め、福祉についての考えを深めていきます。



5年生 野外学習 (6月22・23日)



中池自然の家に野外学習に行きました。1日目は、ユニカール、スプーン作り、二日目は野外炊事。仲間とともに活動することの楽しさと、協力することの大切さを学びました。

4年生 魚苗センター見学 (6月21日)

「長良川の水をきれいにするために、わたしたちができること」を考え、学習を進めている4年生。魚苗センターでは、元気に泳ぐアユを見学したり、飼育方法などについて説明を聞くことができました。



3年生 校区探検 (5月22日・6月5日)

社会科「わたしのまち、みんなのまち」の学習で、校区探検に行ってきました。目印となる建物などを確認しながら、探検しました。何となく知っている場所でも、改めてじっくり見ることで新しい発見がありました。みんなで安全に探検ができました。



2年生 じゃがいもの収穫 (6月19日)

生活科の学習では、トマトの栽培でもお世話になった須田さんの畑でじゃがいもの収穫をしました。天候にも恵まれ、楽しく収穫して、袋いっぱいのじゃがいもを持ち帰ることができました。



1年生 「がっこうだいすき」インタビュー (6月12日)

生活科「がっこうだいすき」の学習では、自分が知りたいことを質問することができました。校長先生に質問するグループは、緊張しながら校長室に入り、一人ずつ順番に質問することができました。



【7・8・9月の予定】

【7月】

- 3日(月) 夏休み個別懇談表配付
- 4日(火) 委員会
- 6日(木) 6年生タウンミーティング
※情報モラルについての学習会です。
- 11日(火) クラブ
- 12日(水) スクールカウンセラー来校日(AM)
- 14日(金) 大掃除
- 17日(月) 海の日
- 20日(木) 分団会・終業式
- 21日(金) 夏季休業日(～8月27日)
個人懇談①
- 24日(月) 個人懇談②
- 25日(火) 個人懇談③
- 26日(水) 個人懇談④
- 27日(木) 個人懇談⑤



【8月】

- 7日(月)～16日(水) 【学校閉庁日】
 - 28日(月) 始業式
 - 29日(火) 夏休み宝物展(PM)
 - 30日(水) 夏休み宝物展(終日)
 - 31日(木) 夏休み宝物展(終日)
- ※28日～31日は給食なしの午前下校です



【9月】

- 1日(金) 命を守る訓練・PTA本部役員会
- 5日(火) 発育測定(1～3年)・委員会
- 6日(水) 発育測定(4～6年)
- 7日(木) 起震車体験(5年生)
- 11日(月) 心電図検査(1・4年)
- 12日(火) 委員会
- 13日(水) スクールカウンセラー来校日(終日)
- 15日(金) 全校研究会
- 18日(月) 敬老の日
- 20日(水) 市教研 短縮日課13:10下校予定
- 23日(土) 秋分の日
- 26日(火) 祖父母参観(授業参観・講話)
劇団「いぶき」との交流(6年生)
- 28日(木) 連れ去り防止教室

【お知らせとお願い】

《通知表「こどものすがた」について》

今年度も、夏休みと12月の2回、全保護者の皆様と個人懇談を実施します。お子さんの学校での様子をお伝えさせていただきます。そこで、通知表「こどものすがた」の所見は3学期のみとさせていただきます。なお、各教科の評価は、これまで通り毎学期行い、通知表に記載します。よろしくお願いいたします。

《夏休み中のプール開放・ラジオ体操について》

今年度、学校の体育では、「水遊び・水泳運動」の学習が再開されています。夏休みのプール開放について、本部役員会で検討した結果、昨今の天候状況を鑑み、今年度は夏休みのプール開放をしないことに決定しました。また、ラジオ体操については、各地区で地区委員さんを中心にラジオ体操の実施について検討していただき、1学期最終の分団会(7月20日)で子どもたちが確認できるように準備をお願いします。

<5月19日～5月28日> 「1家庭1ボランティア」の取り組み ありがとうございます

「わが家で取り組むボランティア活動」では、活動内容を考えていただいたり、「クリーンザミの」に参加したり、ご協力ありがとうございました。感想の一部を紹介します。

- ☆はじめてやることも、いっしょけんめいできたね。きれいになってきもちがいいね。(1年保護者)
- ☆しんぶんとりは、手紙がとどいたり、こなかったりするのたのしいです。(2年児童)
- ☆おうちでの仕事がたくさんあることが分かったね。これからもお手伝いよろしくね。(3年保護者)
- ☆げんかんそうじとペットのお世話。お母さんに「ありがとう」と言われてうれしかった。(4年児童)
- ☆自分で考えてどこを掃除するか決めてやれていたのが、成長したなと思いました。(5年保護者)
- ☆つかれるけれど、できたときの達成感がうれしい。(6年児童)

子どもを巡るさまざまな事件がよく報道されます。多くの子どもたちが虐待死をしています。児童虐待防止法、児童福祉法により、子ども虐待の疑いを持った時は、教育委員会、福祉事務所、児童相談所に伝えることが国民の義務とされています。子どもたちが安心して安全な環境で生活できるようにすることが大人の義務であると考えます。そのため、虐待の疑いがあれば、ご家庭への連絡をすることなく、上記関係機関に伝えなければなりません。ご理解をお願いいたします。虐待が起こるような事態は子どもも親も学校も悲しい思いをします。何か困ったこと、教えてほしいことなどありましたら、何でも学校に話に出てください。